



⑥ [利根川出水の節流馬に付触]<sup>つきふれ</sup>

卯〔天明3年(1783)〕8月

泥流による洪水で利根川沿岸に流れつた馬の処置に関する幕府からの通達の写です。勢多郡田口村・群馬郡紅雲分村・同郡新堀村(現前橋市)の各村に流れ着いた馬について、持主があれば申し出ること、また引き揚げた馬を隠した者があれば村役人ともども処罰する旨が書かれています。「天明泥流」では家屋流失や流死人のほか、馬流失などの家畜被害も甚大でした。家屋や人間とともに馬が流れる様子を記録した史料も多数残っています。

天田壮家文書 P08105 No.857

【史料⑥】「利根川出水の節流馬に付触」卯(天明三年)八月

〔読み下し文〕

一馬老正

但し女馬墨鹿毛、丈四尺老寸

十歳位

右馬、松平大和守領分上州勢田郡

田口村川窪へ流れ来たり候に付き、同村へ揚げ置き候

一馬老正

但し女馬栃鹿毛、丈四尺式寸

八歳位

右馬、同領同国群馬郡紅雲分

地先冷泉川原へ流れ来たり候に付き、同村へ揚げ置き候

一馬老正

但し女馬青黒、丈四尺式寸四歩

十歳後れ

右馬、同領同国同郡新堀村いがらし畑へ

流れ来たり候に付、同村へ揚げ置き候

右は当七月八日利根川出水の節、書面

の馬、右村へ流れ来たり候処、百姓共見付け引き揚げ

置き候間、馬主之れ有り候はば、早々信濃役所へ

申し出るべく候、若し隠し居り、外より顕るにおいては、

馬人・村役人共、急度答申し付くべき者也

卯八月 越前印

伊豆印

信濃印

伊豫印

上州群馬郡

御料・私領

寺社領